

廃止水道施設用地の概要・売却もしくは賃貸借条件(案)

1. 対象土地の概要

【No. 1 旧長戸呂浄水場】

◆位置図(地理院地図より作成)



◆旧長戸呂浄水場該当土地 (赤線枠内)



◆土地及び残存施設概要

廃止年月日	平成20年3月13日	
所在地	北区長戸呂 1760 番地	
固定資産台帳地籍	9,501m ²	
用地種類	市街化調整区域 (建ぺい率: 70% 容積率: 200%)	
地目	畑	
現地状況	建造物あり	
主要 残 存 施 設	着水井	着水井 1 池
	沈殿設備	フロック形成池 2 池, 沈殿池 2 池
	ろ過設備	ろ過池 10 池
	送・配水設備	ポンプ場 2 棟, 配水池 3 池
	排水処理設備	排水池 2 池, 天日乾燥床 6 床
	管理館	地上 2 階

◆土地利用規制

道路車線制限	▲1.5m
隣地斜線制限	高さ 3.1m + ▲2.5m
高さ制限	なし
日影規制	なし

◆現況写真



廃止水道施設用地の概要・売却もしくは賃貸借条件(案)

【No. 2 旧亀田浄水場】

◆位置図(地理院地図より作成)



◆旧亀田浄水場該当土地 (赤線枠内)



◆土地及び残存施設概要

廃止年月日	平成20年2月14日	
所在地	江南区亀田水道町 2-4-3	
固定資産台帳地籍	10,225m ²	
用地種類	第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率: 60% 容積率: 200%)	
地目	水道用地・畑・用悪水路	
備考		
現地状況	建造物あり	
主要 残存 施設	着水井	着水井 1 池
	沈殿設備	急速攪拌池 3 池, フロック形成池 5 池, 沈殿池 5 池
	ろ過設備	ろ過池 18 池, 高架水槽 1 槽 (登録有形文化財)
	送・配水設備	配水ポンプ井, 配水池 2 池
	排水処理設備	排水池 1 池, 濃縮槽 1 槽
	薬品注入設備	薬品注入室 1 棟 (延べ床面積 290m ²)
	管理館	地上 2 階 (延べ床面積 425m ²) 配水ポンプ室・中央操作室
事務所	地上 3 階	

◆土地利用規制

道路車線制限	▲1.25m
隣地斜線制限	高さ 20m + ▲1.25m
高さ制限	なし
日影規制	測定面 高さ 4.0m/ 5m~10m : 4時間/10m~2.5時間

◆現況写真



廃止水道施設用地の概要・売却もしくは賃貸借条件(案)

【No. 3 旧亀田配水場】

◆位置図(地理院地図より作成)



◆旧亀田配水場該当土地 (赤線枠内)



◆土地及び残存施設概要

廃止年月日	平成 20 年 2 月 14 日	
所在地	江南区北山 129 番地他	
固定資産台帳地籍	11,367m ² (内 455 m ² は亀田郷土地改良区から借地)	
用地種類	市街化調整区域 (建ぺい率：60% 容積率：200%)	
地目	講習道路・雑種地・水道用地・田・畑・用悪水路	
現地状況	建造物あり	
主要 残存施設	配水設備	配水池 2 池
	排水処理設備	天日乾燥床 6 床

◆土地利用規制

道路車線制限	▲1.5m
隣地斜線制限	高さ 3 1 m + ▲2.5m
高さ制限	なし
日影規制	なし

◆現況写真



廃止水道施設用地の概要・売却もしくは賃貸借条件(案)

【No. 4 旧月潟浄水場】

◆位置図(地理院地図より作成)



◆旧月潟浄水場該当土地 (赤線枠内)



◆土地及び残存施設概要

廃止年月日	平成 25 年 3 月 13 日
所在地	南区月潟 24 番地 1
固定資産台帳地籍	1,210.12 ㎡
用地種類	市街化調整区域 (建ぺい率 : 70% 容積率 : 200%)
地目	—
現地状況	更地

◆土地利用規制

道路車線制限	▲1.5m
隣地斜線制限	高さ 3 1 m + ▲2.5m
高さ制限	なし
日影規制	なし

◆現況写真



廃止水道施設用地の概要・売却もしくは賃貸借条件(案)

【No. 5 旧鎌倉配水場】

◆位置図(地理院地図より作成)



◆旧鎌倉配水場該当土地 (赤線枠内)



◆土地及び残存施設概要

廃止年月日	(詳細不明)
所在地	新潟県南蒲原郡田上町大字湯川 2603-8
固定資産台帳地籍	1,113.0m ²
用地種類	非線引無指定地域
地目	山林・畑
備考	—
現地状況	構造物あり

◆現況写真



2. 売却条件もしくは賃貸借条件(案)

No.1～No.5の各廃止水道施設用地（構造物含む）について、原則、現状のまま売却することとして進めたいと考えますが、それによらず、現況の建物や土地を借り受けた上で賃貸借したいかについてヒアリングを行うものです。

については、下記に示す売却条件（案）、貸付条件（案）のいずれか、もしくは両方について、ご意見を伺うものです。

(1) 売却条件

- ① 各該当施設について、既存建物、土地の売却にあたり、現状のまま売り渡すこととします。また、建物及び土地の全部を一体的に売却することを前提とし、部分的な売却は原則認めません。
- ② 【No.2 旧亀田浄水場】については、国の登録有形文化財（高架水槽）があり、継続的メンテナンスが必要となります。
- ③ 上記に要する費用、またそれに関連する一切の費用は、買取者が負担するものとします。

(2) 賃貸借条件

- ① 各該当施設の既存建物、土地を活用する場合において、改修や工事が必要な場合は、あらかじめ新潟市水道局と相談、承認を得たうえで実施すること。また、建物、土地の賃貸借において、建物、土地の全部を賃貸借する事を前提とし、部分利用は原則認めません。
- ② 施設の貸付期間は10年以内とします。
- ③ 貸付期間が満了し、賃貸借物件を水道局へ返還する際は、原則貸付時の状態に回復した後に返還することとします。
- ④ 該当施設について、長期間使用していないため全てのインフラが使用できない状態です。
- ⑤ 【No.2 旧亀田浄水場】については、国の登録有形文化財（高架水槽）があり、継続的メンテナンスが必要となります。
- ⑥ 上記に要する費用、またそれに関連する一切の費用は、借受者が負担するものとします。